

事務連絡
平成31年4月12日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合
社会保険診療報酬支払基金
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

元号を改める政令等について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今月1日、元号を改める政令（平成31年政令第143号）が公布され、同月2日に総務省から「元号を改める政令等について（平成31年4月2日付け総行政第95号）」が発出されましたので、提供いたします。

改元に伴う元号による年表示の取扱いについては、別添5「内閣官房長官発言要旨」及び別添6「関係省庁連絡会議申合せ」をご参考ください。

このうち、別添6「3.（2）」において、「国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」（中略）とする」とされていますが、システム上の事情等により、「令和」での表記が困難な場合は、「平成」と表記して差し支えないことを申し添えます。なお、混乱を避けるため、必要な場合は、別添6「2.（2）」に掲げる対応例に沿って御対応いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、円滑な事務手続が行われるよう、貴管内市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会等に対し、周知方お願い申し上げます。

なお、厚生労働省所管の省令及び告示に定める様式等については、必要に応じ一括した改正を行い、早期に公布することを予定しております。

（参考）

- 別添1 元号を改める政令等について（平成31年総行政第95号）
- 別添2 元号を改める政令（平成31年政令第143号）
- 別添3 元号の読み方に関する内閣告示
- 別添4 新しい元号「令和」について（内閣総理大臣談話）
- 別添5 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（内閣官房長官発言要旨）
- 別添6 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて（関係省庁連絡会議申合せ）